

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年12月8日

岩手県知事 達増拓也 様

岩手県下閉伊郡田野畑村和野 532-13
田野畑村商工会
会長 小松山 久 男

岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1
田野畑村長 佐々木 靖

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：大戸 浩

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害等リスク

当村では、自然的条件、社会的条件および過去の災害発生状況から「田野畑村総合防災ハザードマップ」を作成し、将来、主に次のような災害の発生を想定している。

【風水害（台風・浸水による災害）】

当村には、大きな河川と河川に沿った広い平地がなく、氾濫による広範囲に及ぶ被害は想定されていないが、流域の標高差が大きい小河川に沿って形成されている小集落において浸水被害が予想されている。

当村のハザードマップによると、河川浸水予測区域に事業所等を有する会員数は、普代川上流域の沼袋地区に 2 者、甲地地区に 1 者、同支流の田代地区に 1 者、明戸川下流域の明戸地区に 1 者、平井賀川下流の羅賀地区に 1 者、松前川下流の島越地区 1 者となっている。

【土砂災害】

当村は、山地が多く、急峻な溪谷や涸れ沢が村内の至る所に分布している。令和元年 10 月の台風 19 号によって短時間に大量の降雨があり、これらの溪谷や涸れ沢において土石流が発生し道路が寸断されるなどの被害が発生している。

当村のハザードマップによると、急傾斜警戒区域に事業所等を有する会員数は、明戸地区に 1 者、羅賀地区に 4 者、島越地区に 3 者となっている。また、土石流警戒区域に事業所等を有する会員数は、北山地区、明戸地区、七滝地区、大芦地区に各 1 者、羅賀地区と島越地区に各 2 者、沼袋地区に 3 者、甲地地区、田代地区、巢合地区に各 1 者となっている。

【地震・津波・高潮】

東日本大震災津波により海岸部の集落は壊滅的被害を受け、浸水域の集落は高台移転している。J-SHISによると、当村では海溝型地震により震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 30%以上の確率で発生するとされている。また、令和 4 年 3 月に岩手県が発表した日本海溝・千島海溝地震による災害想定では、島越漁港で最大 23.2m、平井賀漁港で最大 22.8 mの津波が予想されている。この最大クラスの津波では、高台移転の対象とならなかった一部住宅の他、漁港施設や作業所、観光・宿泊施設等が被災することが予想されている。

当村のハザードマップによると、津波浸水予測区域に事業所等を有する会員数は、机地区、明戸地区、羅賀地区、島越地区に各 1 者、となっている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

【その他（山林火災、豪雪災害）】

昭和 36 年 5 月の三陸フェーン大火において、当村では死者 1 名、負傷者 2 名の他、約 4,500 ヘクタールの山林や住家非住家合わせて 95 戸の家屋が焼失しており、今後同様な災害の発生が懸念される。また、標高の高い地区では豪雪災害の発生も予想される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 104 者
- ・小規模事業者数 82 者

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所等の立地状況等）
建設業	20	17	各種警戒区域内 4 者、区域外 16 者
製造業	15	12	各種警戒区域内 3 者、区域外 12 者
卸売、小売業	28	21	各種警戒区域内 5 者、区域外 23 者
宿泊業、飲食サービス業	13	10	各種警戒区域内 3 者、区域外 10 者
生活関連サービス業	7	7	各種警戒区域内 0 者、区域外 7 者
その他	21	15	各種警戒区域内 7 者、区域外 14 者
合計	104	82	各種警戒区域内 22 者、区域外 82 者

出典：総務省・経済産業省「令和元年経済センサス基礎調査」

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

①地域防災計画の策定、防災訓練の実施

災害対策基本法に基づき田野畑村防災会議において「田野畑村地域防災計画」を策定し、村土並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、村及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関及びその他防災上重要な施設の管理者等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めている。

また、村において、地震・津波・火災・風水害等を想定した「総合防災訓練」を新型コロナウイルス感染症のまん延期を除き基本的に毎年実施し、自主防災組織や消防団を始めとする関係各機関が一堂に会し、災害発生時における避難や救護等についての各団体等の役割を確認している。

②新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、田野畑村においても特措法で規定された事項を加え、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的に行動計画を作成している。

③防災備品の備蓄

田野畑村地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な物資（飲料水、食料、生活必需品等）の備蓄を行い、定期的な点検と更新を行っている。

④防災に関する情報提供

防災に関する情報については、村広報誌や村ホームページによる周知の他、「田野畑村総合防災ハザードマップ」を作成し、村内全世帯と事業所に配布している。

2) 当会の取組

①災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災をはじめ、台風等の自然災害の際は、村の防災担当課と連携

しながら会員事業者の被災状況などの情報収集を行い、岩手県商工会連合会などに報告を行っている。

②事業者BCPに関する国の施策の周知

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度」に関するリーフレットを小規模事業者に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

③損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及・加入促進を行っている。

II 課題

当村、当会の小規模事業者への自然災害における防災・減災対策への支援及び感染症発生時における課題は次のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

東日本大震災から10年以上が経過し、被災集落の高台移転が完了し、防潮堤や水門の整備が完了したことから防災への意識の低下がみられ、事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する村全体の取組状況はいまだ普及・啓発段階にある。また、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

②策定支援スキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③応急対策及び感染症拡大防止に関する村と商工会の連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

III 目標

田野畑村地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、村、商工会が一つになって取組むこととし、特に、村内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。また、域内において感染症が発生した場合に、速やかな拡大防止措置等を行い小規模事業者が経済活動を継続できるよう以下の取組みを行う。

①村内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当村、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策及び感染症拡大防止を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時に速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

田野畑村地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に田野畑村総合防災ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

② 広報等による啓発活動

商工会報や村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応の周知と支援

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況は日々変化する為、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染防止策等について事業者に周知すると共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。



商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

■ 財産のリスク

- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■ 休業のリスク

- 事業主・従業員の休業所得補償
- 災害に伴う営業損失補償

■ 経営のリスク

- 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え

- 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- 廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立

■自動車のリスク

- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■労災事故のリスク

- 業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を令和5年11月に策定した。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

村内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等の情報を整理するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また、(仮称) 田野畑村事業継続力強化支援会議(構成員: 当会、当村)を開催し、事業者BCP策定の状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

大規模な自然災害が発生したと仮定し、災害発生時において必要な情報を正確かつ迅速に共有するため、当村及び当会における情報伝達手段及び伝達ルートの確認等を行うほか、必要に応じて訓練を実施する。

<2. 発災後の対策>

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS等を利用した安否確認や参集しての業務従事の可否、大まかな被害状況(職員や近隣の家屋被害や道路状況等)等を調査し、当会と当村で情報を共有する。

- ・事務所の電力や通信網等について、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを当村、当会で整備する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、田野畑村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身が命の危険を感じる場合は、出勤せず職員自身の安全確保を第一とし、警報解除後に出勤する。

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて当会と当村の間で協議して実施する応急対策の方針を決定する。

■被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	域内の被害状況	想定する応急対策の内容
大規模被害がある	ア 大地震が発生し、田野畑村災害対策本部すべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があるとき イ 沿岸北部地域で震度6弱以上を観測したとき	1) 被害調査・経営課題の把握業務 2) 緊急相談窓口の設置・相談業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	ア 村の広範囲に影響する大規模災害（河川の氾濫、幹線道路の通行止め、住宅密集地における土砂災害等）が発生したとき イ 沿岸北部地域で震度5強を観測したとき	1) 被害調査・経営課題の把握業務 2) 緊急相談窓口の設置・相談業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■当会と当村の被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回（12時、17時）共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回（17時）共有する
1ヶ月以降	1週間に1回（金曜日）共有する

また、当村で取りまとめた「田野畑村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務等体制維持に向けた対策を実施する。なお、他の感染症においても上述の業務対応を準用する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

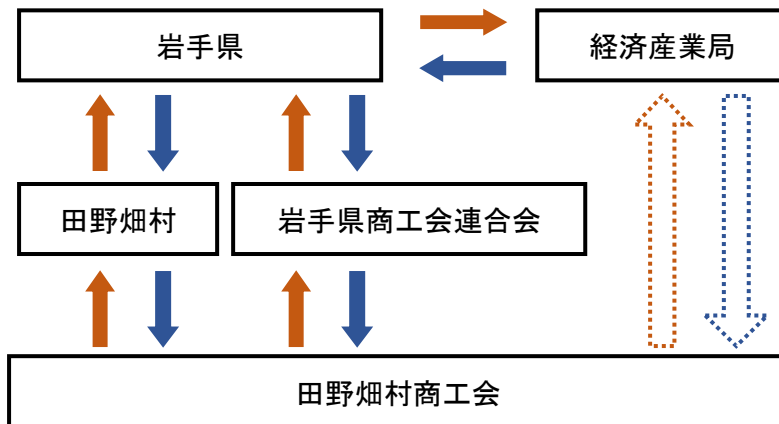
発災時に村内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、田野畑村地域防災計画及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

■連絡体制図



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、(仮称) 田野畑村事業継続力強化支援会議議長(村企画観光課長)が田野畑村災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、田野畑村地域防災計画様式編様式8の「商工関係被害報告」様式を使用し報告するものとする。

②被害額の算定の対象

田野畑村地域防災計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「商工被害」と「非住家の被害」の2つとするが、「非住家の被害」については、他部署が取りまとめる報告様式2「人的及び住家被害報告」の非住家被害報告との重複を避ける為、報告書に別記しその旨を明記すること。

商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産(商品・製品、仕掛品、原材料)、有形償却資産(構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置)の被害とする。

非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

4) 共有した情報の報告方法

当会と当村が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当村より岩手県へ報告する。

なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

また、感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当会又は当村より岩手県に報告する。

< 4. 応急対策時の村内小規模事業者に対する支援 >

①相談窓口の開設

当会は村と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。

また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。感染症の場合は、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口の開設等を行う。

②被災事業者施策の周知等について

自然災害応急時及び感染症蔓延時に有効な被災事業者施策（国・県・村等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により村内小規模事業者等へ周知する。併せて、地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

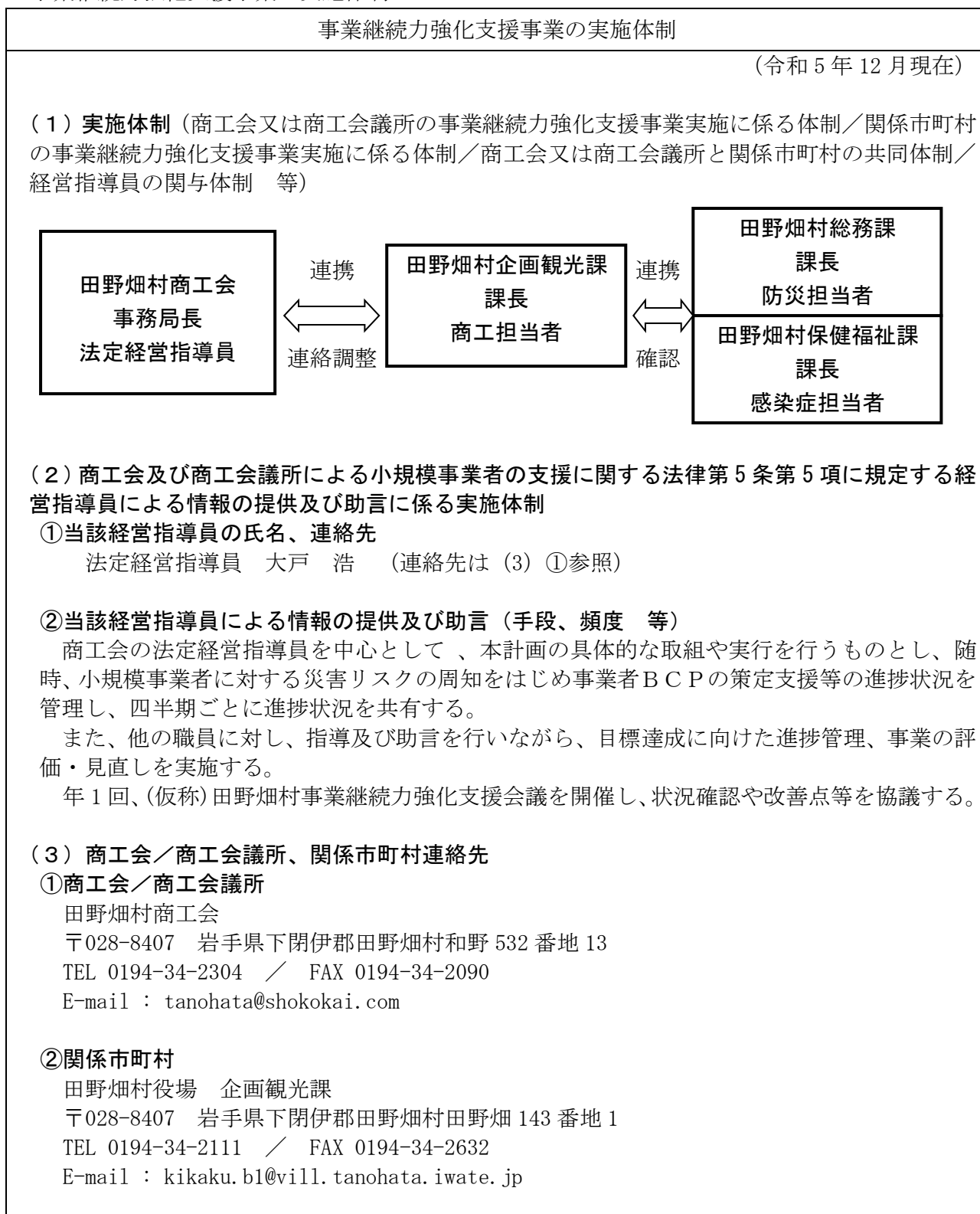
< 5. 村内小規模事業者に対する復興支援 >

○岩手県及び田野畑村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
専門家派遣費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	10	10	10	10	10
パンフ・チラシ作成費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、田野畑村補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等